

農業委員会の議事録を公開しておりますが、ホームページ上の公開に関しては、見る方が不特定多数であること等も考慮し申請者等の個人名は公開しないこととします。

なお、通常の縦覧は従前同様、農業委員会事務所で行っております。

佐呂間町農業委員会会長

第23回農業委員会総会議事録

令和7年5月26日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	14	渡部 洋	委員
	15	和泉 茂樹	委員

事務局 長	只今から、第 23 回農業委員会を開催いたします。 出席委員は、16 名中 14 名で、総会は成立しております。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 署名委員は、14 番渡部委員さん、15 番和泉委員さんを指名いたします。 それでは、議事に入りたいと思います。
事務局	報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について 下記の者より、農地法第 3 条の 3 の規定による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので報告します。
	番号 1 土地の所在が仁倉 525 番 2 外 14 筆、現況地目、畑が 77,303 ㎡、採草放牧地が 2,917 ㎡、合計面積 80,220 ㎡、届出者 札幌市 ●●●●さん、旧所有者が●●●●さん、権利取得日が令和 6 年 7 月 22 日で相続です。権利の種類及び内容は所有権、あっせん希望は有です。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第 1 号は原案どおり承認いたします。
事務局	報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について このことについて、事務局の説明を求めます。 報告事項第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について 下記の者より、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので、報告します。
	番号 1 土地の所在が若里 485 番 2 外 1 筆、現況地目が畑で合計面積 29,836 ㎡、契約期間は平成 28 年 12 月 28 日から令和 8 年 12 月 31 日まで、合意解約の成立の日・引き渡しの日は令和 6 年 2 月 9 日、通知者が賃貸人 ●●●●さん、承継人 ●●●●さん、賃借人 ●●●●さん。解約後は賃貸借です。
	以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり承認して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	報告事項第 2 号は原案どおり承認いたします。
事務局	次に、議案の審議に入ります。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について このことについて、事務局の説明を求めます。 議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項の農地の該当の有無について 下記の土地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて審議願います。

	<p>番号 1 土地の所在が知来 643 番 13、現況地目が畑で面積 1,078 m²、所有者が●●●●さん、令和 7 年 5 月 20 日に現況確認を行っています。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)の土地です。対象地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近、元●●●●宅周辺の土地となります。</p> <p>現況及び経過について説明いたします。 対象地は、昭和 59 年頃に牛舎を建築したとのことです。 農地転用制度の詳細を知らず、違反転用による無許可建設との認識はなかったとのことです。</p> <p>以上、違反転用地ではありますが、申し合わせに従い、非農地判断を行い、現況地目を変更することとしてよろしいか、ご協議願います。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>———異議なし———</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 1 号は原案どおり決定いたします</p>
<p>議 事 務 局</p>	<p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について このことについて、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条の規定に基づき、下記の者より農地転用の許可申請があったので、可否について審議願います。</p> <p>番号 1. 土地の所在が知来 60 番 1 のうち、現況地目が畑で面積 663.10 m²、農地区分は農業振興地域内農用地区域外で、第 2 種農地、第 3 種農地に該当しない農地のため、第 1 種農地と判断されます。 申請者は●●●●さん、申請理由は●●●●さんの住宅建築です。 農家住宅の建築面積は 115.31 m²、工期は令和 8 年 9 月末まで。建築費は 45,000,000 円。自己資金と融資で賄う予定で報告を受けています。 申請地には、転用の妨げとなる権利も無く、隣接地への影響についても、問題ないので、転用はやむを得ないと思われます。 この案件につきましては、5 月 20 日に担当農業委員さんと現地調査と書類審査を実施しております。</p> <p>図面で説明いたしますと、(2 ページと 3 ページ)です。 2 ページが位置図で、申請地につきましては、道道留辺薬浜佐呂間線付近、知来 13 号道路沿い現在の●●●●さん宅の近隣の土地となります。青枠が知来 60 番 1、面積 867 m²。黄色枠が知来 60 番 1 のうち地番となり、内面積 663.10 m²です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。 質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。</p>

委員	議長	———異議なし——— 議案第2号は原案どおり決定いたします
議	長	議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について このことについて、事務局の説明を求めます。
事務局		議案第3号 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定について 農地中間管理事業の促進に関する法律第19条第2項の規定により、公益財団法人北海道農業公社から別紙の農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出を求められたので、下記の農用地利用集積等促進計画について議決を求めます。 また、当該促進計画案に異存なき場合は、公益財団法人北海道農業公社へ同法第18条11項の規定による要請を行うものとし、要請のとおり認可申請された場合には即日公告できることとします。
		番号1. 利用権の設定等を受ける者が、札幌市 ●●●●、利用権の設定等をする者が若里 ●●●●さん。土地の所在が若里485番2外1筆、現況地目が畑で合計面積29,836㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和7年5月30日から10年間、賃貸料は年額70,000円、10㎡当たり2,400円で、前回も2,400円でした。あっせん会につきましては、令和7年4月1日から1回実施しております。図面で説明いたしますと(4ページ)の土地です。 申請地につきましては、若里10号道路沿いの土地となります。
		番号2. 利用権の設定等を受ける者が、富富士 ●●●●、利用権の設定等をする者が札幌市 ●●●●。土地の所在が若里485番2外1筆、現況地目が畑で合計面積29,836㎡です。利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。設定期間は令和7年5月30日から10年間、賃貸料は年額70,000円、10㎡当たり2,400円で、前回も2,400円でした。あっせん会につきましては、令和7年4月1日から1回実施しております。図面で説明いたしますと(4ページ)赤枠の土地です。 申請地につきましては、若里10号道路沿いの土地となります。
		以上です。
議	長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
平川委員		リース事業ですか
事務局		今回の案件は、リース事業ではなく、賃貸(貸借)です。
平川委員		手数料は。
事務局		賃貸の場合は、手数料は無いです。買取の場合は、出し手が2%、受け手が1%。
青野英委員		賃貸の手数料は、いつまでかからないのですか。
事務局		今は、北海道が手数料を負担していますが、いつまで負担するかは不明です。
議	長	ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各委員		———異議なし———

議 長	議案第 3 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 4 号 現況証明願について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 4 号 現況証明願について 下記の者より、現況証明の願い出があったので、可否について審議願います。 番号 1. 土地の所在が西富 37 番 1 外 1 筆、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は雑種地、合計面積 16,197 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 図面で説明いたしますと、(5 ページ)です。申請地は、西富 9 線道路付近と佐呂間 9 線道路から 800mほど北側の山側の土地となります。 番号 2. 土地の所在が知来 643 番 13、公簿地目が畑、現況地目が農地・採草放牧地以外で利用状況は宅地、面積 1,078 m ² 、所有者 ●●●●さん、願出人 西富 ●●●●さん、願出の理由が土地地目変更登記です。 この案件については議案第 1 号で非農地判断した案件の、現況証明願となります。 図面で説明いたしますと、(1 ページ)です。申請地は、道道留辺薬浜佐呂間線付近、元●●●●宅周辺の土地となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 何か質問等、ありませんでしょうか。
大 澤 委 員	(●●●●さんの案件に関しては) 現地調査表には、3 筆あったと思うが、もう 1 筆の現況証明を出さないのはなぜですか。
事 務 局	現況証明を出さないのは、公簿が山林で、農地台帳上、山林の一部をうち地番とし、畑として登録しているため、現地確認した結果、畑や採草放牧地以外となった場合には、現況証明は不要となります。ただ、農地台帳でも、うち地番を農地以外にするためには、農業委員の現地確認は必要となります。
議 長	ほかに質問はありますか。質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
各 委 員	———異議なし———
議 長	議案第 4 号は原案どおり決定いたします
議 長	議案第 5 号 令和 6 年度最適化活動の点検・評価について このことについて、事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 5 号 令和 6 年度最適化活動の点検・評価について 令和 6 年度最適化活動の点検・評価について、別紙により審議願います。 別紙でお配りしています、別紙様式 5、令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表をご覧ください。 令和 4 年 2 月 2 日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、令和 4 年度から最適化活動の目標の設定を行っており、毎年 5 月末までに総会で前年度の点検評価を行うこととなっております。

主だった内容を説明致します。

1 ページ目農業委員会の状況は、令和6年4月1日現在の状況を記載することとなっているため、目標設定時の状況をそのまま記載しています。

2 ページ目から5 ページ目にかけての最適化活動の実施状況では、成果目標として農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進について、活動目標として活動日数等について、目標と実績を記載しています。

農地の集積については、新規集積面積は目標を大幅に上回っているものの、離農跡地で集積ができない土地などもあったことから、集積率は令和5年度並みの状況です。

新規参入の促進については、相談会への参加を予定していましたが、ブースでの待機参加人数が制限されていることから、昨年度は参加しませんでした。

目標の達成状況については、皆さんから提出いただいた活動記録をもとに、活動日数を集計し、また集積率などを点数化して計算したところ、農業委員会全体として「目標に対し期待を上回る結果が得られた」という結果となりました。

委員ごとの結果についても人数で記載されていますので参考までにご覧ください。

最後のページでは、事務処理件数等について記載しています。

以上、ご意見・ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

以上です。

議	長	何か質問等、ありませんでしょうか。
各	員	質問がなければ、原案どおり可決決定して宜しいでしょうか。
議	長	———異議なし———
	長	議案第5号は原案どおり決定いたします
議	長	その他
各	員	各委員さんの方から何かありませんか。
議	長	———ありません———
	長	なければ第23回農業委員会総会を終ります。

